

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	既存建築物を前提とした総合的見地から設計した建築物の認定 (連坦建築物設計制度)	
根拠法令・条項	建築基準法第86条第2項	
所 管 課	建築安全課	
審 査 基 準	<p>当該認定は「複数建築物設計制度のしおり」を基準として審査を行うが、仕様規定的な要素が強く、個々の地域性を反映することができないので、最終的には、法の規定どおりとし、個別に判断を行うこととする。</p>	
標準処理期間	<p>標準処理期間</p> <p>標準処理期間を設定できない理由</p>	<p>認定については、30日を原則とする。</p>